

## 航空法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 航空運送代理店業の経営の届出、届出事項の変更の届出、廃止の届出
- ② 手続根拠 : 航空法第133条  
航空法施行規則第236条
- ③ 手続対象者 : 航空運送代理店業を営もうとする者、届出事項を変更しようとする者、事業を廃止した者
- ④ 提出時期 : 航空運送代理店業を営もうとするとき、届出事項を変更しようとするとき、事業を廃止した日から30日以内
- ⑤ 提出方法 : 航空運送代理店業経営届出書、航空運送代理店業変更届出書又は航空運送代理店業廃止届出書を作成し、下記へ提出してください。  
・旅客及び貨物の国内運送に係る航空運送代理店業：空港事務所総務課  
・旅客の国際運送に係る航空運送代理店業：航空局航空事業課  
・貨物の国際運送に係る航空運送代理店業：総合政策局国際物流課
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類・部数 : 航空法第133条第1項、部数は提出先へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 :
- |            |                      |
|------------|----------------------|
| 総合政策局国際物流課 | 03-5253-8302         |
| 航空局航空事業課   | 03-5253-8705         |
| 空港事務所総務課   | 管轄する地方航空局へお問い合わせ下さい。 |
| 東京航空局航空振興課 | 03-5275-9315         |
| 大阪航空局航空振興課 | 06-6949-6216         |
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 提出先に同じ。